

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	生活支援商品券配付事業	<p>①物価高騰の負担感が大きい高齢者及び低所得世帯向けに生活支援商品券を配付することで、物価高騰による影響を軽減するとともに、市内中小小売店・飲食店等をはじめとする地域経済の活性化を図る。</p> <p>②商品券及び商品券発行に係る事務経費</p> <p>③【商品券 828,000千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の高齢者 226,000人×3千円＝678,000千円</li> <li>・令和7年度住民税非課税世帯に属する者 50,000人×3千円＝150,000千円</li> </ul> <p>【事務経費 93,664千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体管理運営費</li> <li>・申込システム管理関係運営費</li> <li>・告知・広報費</li> <li>・加盟店管理・電話対応・販売管理費</li> <li>・商品券発券、回収、精算費</li> <li>・データ分析費</li> </ul> <p>④・65歳以上の高齢者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度住民税非課税世帯に属する者</li> </ul>	R8.3	R8.4以降
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道事業会計負担金(水道料金減額)	<p>①物価高騰の影響を受けている市民及び事業者の経済的負担の軽減</p> <p>②水道料金の減額</p> <p>③料金改定実施に伴い増額となる水道料金の一部を減額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金(R7.10.1～R8.3.31使用分):3.4億円(増額分全額)</li> <li>・117.7円～65,923円×給水戸数×6か月分</li> <li>※単価は、メーター口径に応じて変動</li> <li>・従量料金(R7.10.1～R8.3.31使用分):2.6億円(増額分の4割)</li> <li>・6.6円～35.2円/㎡×使用水量×6か月分×4/10</li> <li>※単価は、使用水量に応じて変動</li> <li>・水道料金の減額等に伴うシステム改修経費:16,882,800円</li> <li>・水道料金の減額等のお知らせチラシにかかる印刷経費:1,286,340円</li> </ul> <p>④浜松市のすべての水道使用者(官公庁除く)</p>	R7.10	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	救急医療推進事業(救急医療機関緊急支援事業)	<p>①物価高騰の影響を受ける市内二次救急病院へ支援を実施し、救急医療体制の維持を図る。</p> <p>②救急患者受入に係る経費のうち診療材料費に関する経費</p> <p>③12,460千円(2病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1病床あたり@17,500円×病床数712床(400床+312床)</li> </ul> <p>④市内二次救急病院(公立を除く公的医療機関)</p>	R7.7	R8.4以降
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム付商品券発行事業(令和7年度国予備費)	<p>①物価高騰等の影響を受ける市民の消費を下支えするため、プレミアム付デジタル商品券を発行する。</p> <p>②プレミアム上乗せ分及び商品券発行に係る事務経費</p> <p>③【プレミアム上乗せ分 250,000千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレミアム付与額1,000円×250,000口＝250,000千円</li> </ul> <p>【事務経費 56,000千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラットフォーム手数料</li> <li>・事業者運営費</li> <li>・販促物</li> <li>・ユーザー向け説明会</li> <li>・プロモーション費</li> </ul> <p>④対象者:市内在住者</p>	R7.7	R8.4以降
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費管理事業(令和7年度米飯価格高騰分)	<p>①高騰する米飯価格の増額分について保護者負担を増やさずことなく学校給食を実施する</p> <p>②米飯価格の高騰に対し、給食費を据え置くために要する委託料(教職員分を除く)</p> <p>③委託料 11,331千円(米飯の価格高騰による学校給食費の増加分。県学校給食会への食材調達委託。)</p> <p>【積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校:2.6円×2,755,679食</li> <li>中学校:2.9円×1,419,738食</li> <li>幼稚園:2.5円×19,381食</li> <li>合計:11,330,458円</li> </ul> <p>④園児(きずな給食実施園、センター受配幼稚園)、児童、生徒の保護者</p> <p>Cその他:学校給食費保護者等負担金1,209千円</p>	R7.8	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅・次世代自動車推進事業	<p>事業の概要</p> <p>①②光熱費および燃料費高騰の影響を受けている市民生活を支援するため、住宅用省エネ設備や省エネ住宅、電気自動車の導入を補助</p> <p>③ 次世代自動車導入推進事業 電気自動車 蓄電池容量1kWhにつき1千円(上限60千円) 1,000/kWh×20kWh×400台=8,000千円 1,000/kWh×40kWh×15台=600千円 1,000/kWh×60kWh×75台=4,500千円 燃料電池自動車 定額100千円×5台=500千円</p> <p>創エネ・省エネ・蓄エネ住宅推進事業 蓄電池 定額80千円/件×960件=76,800千円 V2H対応型充電設備 定額80千円/件×70件=5,600千円 エネファーム 定額50千円/件×140件=7,000千円 太陽熱利用システム 定額20千円/件×65件=1,300千円 住宅用太陽光発電システム 定額20千円/件×530件=10,600千円</p> <p>ネット・ゼロ・エネルギーハウス導入推進事業 ZEH住宅 定額150千円×450件=67,500千円</p> <p>④住宅用省エネ設備や省エネ住宅、次世代自動車等を導入した個人</p>	R7.4	R8.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム付商品券発行事業(令和7年度国補正)	<p>①プレミアム付商品券を発行することで、食料品等の物価高騰により低迷する個人消費を喚起し、市内中小小売店・飲食店等をはじめとする地域経済の活性化を図る。</p> <p>②プレミアム上乗せ分及び商品券発行に係る事務経費</p> <p>③【プレミアム上乗せ分 2,400,000千円】 ・プレミアム付与額3千円×800,000口=2,400,000千円 【事務経費 393,216千円】 ・全体管理運営費 ・申込システム管理関係運営費 ・告知・広報費 ・加盟店管理・電話対応・販売管理費 ・商品券発券、回収、精算費 ・データ分析費</p> <p>④全市民</p>	R8.3	R8.4以降
8	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	浜松宿泊・観光促進キャンペーン事業	<p>①市内で宿泊・観光体験を行う者に旅行代金等の助成を行うことで、物価高騰等の影響を受ける観光事業者を支援する。</p> <p>②宿泊・観光体験の代金</p> <p>③・宿泊助成 4,200円×10,000人、観光体験3,000円×1,000人 ・事務費 5,000千円</p> <p>④市内宿泊施設、観光体験提供事業者</p>	R8.2	R8.4以降
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費管理事業(令和7年度米飯価格高騰分(R8.1~3月分))	<p>①高騰する米飯価格の増額分について保護者負担を増やすことなく学校給食を実施する</p> <p>②米飯価格の高騰に対し、給食費を据え置くために要する委託料(教職員分を除く)</p> <p>③委託料 47,941千円(米飯の価格高騰による学校給食費の増加分。県学校給食会への食材調達委託。)</p> <p>【積算内訳】 小学校:16円×1,711,380食 中学校:22円×925,060食 幼稚園:14円×14,782食 合計:47,940,348円</p> <p>④園児(きずな給食実施園、センター受配幼稚園)、児童、生徒の保護者 Cその他:学校給食費保護者等負担金5,195千円</p>	R8.1	R8.4以降
10	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定管理者制度事業【原油価格・物価高騰等の影響に伴う指定管理者交付金】(令和7年度分)	<p>(1) R4以前選定分 ①令和7年度に原油価格・物価高騰等の影響を受けた指定管理者に対し、支援が必要と認められる、光熱費に係る経費を交付することにより指定管理者制度導入施設における市民サービスの安定的な提供を図る ②指定管理者が令和7年度分として支出した指定管理施設の電気料金、ガス料金、重油費、灯油費 ③②の経費を、指定管理者選定年度ごとの指定管理料上限額の積算時の物価指数平均に対する令和7年度物価指数平均の上昇率で除して得た額に、指定管理者選定年度ごとの市の支援率を乗じて得た額 56施設、40,747千円 ④交付対象者:指定管理者、対象施設:56施設</p> <p>(2) R5選定分 ①原油価格・物価高騰等の影響を受けた指定管理者に対し、電気料等について一定の基準を設け、基準を超える額について、指定管理者交付金として交付する。 ②指定管理者が令和7年度分として支出した指定管理施設の電気料金、ガス料金、重油費、灯油費 ③協定単位の電気料等合計額の基準額を決め、基準額から20%超増減した分(年間の電気料等合計額が基準額から20%を超えて増加した場合、20%を超える分の全額を翌年度交付金として市から指定管理者に交付) ④交付対象者:令和5年度に指定管理者を選定した施設のうち、23施設、6,292千円</p>	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
11	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	発達医療総合福祉センター管理運営事業(令和7年度高騰分)	①物価高騰の影響を受けた指定管理者が施設を適切に管理運営できるよう、指定管理料を追加措置する。 ②食材料費等の物価高騰にかかる事務費 ③指定管理料の増加分(142,072千円) ④指定管理者	R7.4	R8.4以降
12	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	総合水泳場管理運営事業(令和7年度物価高騰対応分)	①物価高騰の影響を受けた指定管理者が施設を適切に管理運営できるよう、指定管理料を追加措置する。 ②指定管理料(うち人件費高騰に伴う運営・維持管理業務委託料の増加分) ③人件費高騰に伴う運営・維持管理業務委託料の増加分8,806千円 ④指定管理者(浜松ブルーウェーブ株式会社)	R7.10	R8.4以降
13	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	地域農業パワーアップ支援事業	①物価高騰の影響を受けている市内の農業者に対し、コスト削減や省エネを図るための農業用施設・機械等の導入を支援する。 ②コスト削減や省エネルギー等に資する農業用施設・機械等の新規導入に要する経費 ③農業用施設8,000千円(2,000千円×4件)、農業用機械4,000千円(1,000千円×4件) ④市内認定農業者又は認定新規就農者	R7.5	R8.4以降
14	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業	①物価高騰の影響を受けている市内の農業者に対し、農林漁業と工業、商業や観光業等が連携して取り組む、本市の地域資源を活用した新商品の開発・新サービスの提供等付加価値向上に資する取り組みを支援する。 ②付加価値向上に資する取組に要する経費 ③積算根拠 補助件数4件(8,000千円×1、2,000千円×2、1,500千円×1) ④市内1次産業者及び2次産業者又は3次産業者の連携者	R7.4	R8.4以降
15	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	元氣な農林水産業活動事業	①物価高騰の影響を受けている市内の農業者に対し、農林水産業の強化、振興又は農山漁村の活性化に資する事業に対して支援する。 ②農林水産業の強化、振興又は農山漁村の活性化に資する事業に要する経費 ③積算根拠 補助件数9件(700千円×4、500千円×3、350千円×2) ④市内1次産業者(個人、法人)、市民で構成される団体	R7.4	R8.4以降